

名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第九号

名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則

(名古屋港湾会館管理規則の一部改正)

第一条 名古屋港湾会館管理規則(昭和四十六年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と、「集合予定人員」を「集合予定人員」と改める。

様式第一号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と、「入場料」を「入場料等」と改める。

様式第二号及び様式第四号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と改める。

(名古屋港ボートビル条例施行規則の一部改正)

第二条 名古屋港ボートビル条例施行規則(昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第四号から様式第八号まで及び様式第十一号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と改める。

(名古屋港水族館条例施行規則の一部改正)

第三条 名古屋港水族館条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「財団法人名古屋港水族館理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際第一条の規定による改正前の名古屋港湾会館管理規則第二条の規定による改正前の名古屋港ボートビル条例施行規則及び第三条の規定による改正前の名古屋港水族館条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙については、第一条による改正後の名古屋港湾会館管理規則、第二条による改正後の名古屋港ボートビル条例施行規則及び第三条の規定による改正後の名古屋港水族館条例施行規則(以下「改正後の規則等」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則等の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

告 示

名古屋港管理組合告示第七号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成14年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成14年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入

第1款 分担金及び負担金	6,233,645,160円
第1項 負担金	6,233,645,160円
第2款 使用料及び手数料	9,568,506,284円
第1項 使用料	9,568,490,084円
第2項 手数料	16,200円
第3款 国庫支出金	2,640,551,106円

第1項 国庫負担金	2,640,551,106円
第4款 財産収入	3,971,921,458円
第1項 財産運用収入	3,969,658,183円
第2項 財産売払収入	2,263,275円
第5款 寄附金	10,762,000円
第1項 寄附金	10,762,000円
第6款 繰入金	802,850,000円
第1項 他会計繰入金	52,850,000円
第2項 他会計借入金	750,000,000円
第7款 繰越金	976,005,004円
第1項 繰越金	976,005,004円
第8款 諸収入	4,038,012,281円
第1項 延滞金、加算金及び過料	1,556,228円
第2項 預金利子	583,218円
第3項 受託事業収入	2,705,190,072円
第4項 貸付金元利収入	1,116,282,437円
第5項 雑入	214,400,326円
第9款 組合債	9,123,400,000円
第1項 組合債	9,123,400,000円
歳 入 合 計	37,365,653,293円

第1款 議会費	152,605,425円
第1項 議会費	152,605,425円
第2款 総務費	3,198,205,225円
第1項 総務管理費	3,134,877,853円
第2項 監査委員費	63,327,372円
第3款 企画調整費	858,962,884円
第1項 企画調整管理費	760,093,752円
第2項 調査費	98,869,132円
第4款 港営費	4,775,008,968円
第1項 港営管理費	1,164,941,160円
第2項 運営費	3,610,067,808円
第5款 建設費	18,474,533,391円
第1項 建設管理費	1,791,307,385円
第2項 整備費	16,683,226,006円
第6款 公債費	8,975,176,509円
第1項 公債費	8,975,176,509円
第7款 予備費	0円
第1項 予備費	0円
歳 出 合 計	36,434,492,402円

名古屋港管理組合告示第八号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成14年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成14年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入

第1款 水族館振興基金収入	257,939,160円
第1項 財産収入	89,160円
第2項 寄附金	0円
第3項 繰入金	195,000,000円
第4項 繰越金	10,000,000円
第5項 積戻金	52,850,000円
第2款 海事文化振興基金収入	40,013,244円
第1項 財産収入	13,244円
第2項 寄附金	10,000,000円
第3項 繰入金	30,000,000円
第4項 繰越金	0円

第5項 積戻金	0円
第3款 緑化振興基金収入	65,290,569円
第1項 財産収入	24,362円
第2項 寄附金	65,266,207円
第3項 繰入金	0円
第4項 繰越金	0円
第5項 積戻金	0円
歳入合計	363,242,973円
歳出	
第1款 水族館振興基金	257,939,160円
第1項 積立金	205,089,160円
第2項 繰出金	52,850,000円
第2款 海事文化振興基金	30,013,244円
第1項 積立金	30,013,244円
第2項 繰出金	0円
第3款 緑化振興基金	65,290,569円
第1項 積立金	65,290,569円
第2項 繰出金	0円
歳出合計	353,242,973円

名古屋港管理組合告示第9号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成16年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成16年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成16年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,160,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,675,560 ^{千円}
	1 負担金	7,675,560
2 使用料及び手数料		9,282,502
	1 使用料	9,282,492
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,287,013

		千円
	1 国庫負担金	1,287,013
4 財産収入		4,112,718
	1 財産運用収入	4,112,688
	2 財産売却収入	30
5 寄附金		60,000
	1 寄附金	60,000
6 繰入金		1,329,020
	1 他会計繰入金	329,020
	2 他会計借入金	1,000,000
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		1,687,057
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 預金利子	455
	3 受託事業収入	303,900
	4 貸付金元利収入	1,180,490
	5 雑収入	202,192
9 組合債		9,326,130
	1 組合債	9,326,130
歳入合計		35,160,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		166,400
	1 議会費	166,400
2 総務費		4,925,966
	1 総務管理費	4,853,316
	2 監査委員費	72,650
3 企画調整費		784,618
	1 企画調整管理費	750,952

	2 調 査 費	千円 33,666
4 港 営 費		5,381,767
	1 港 営 管 理 費	1,147,929
	2 運 営 費	4,233,838
5 建 設 費		12,547,249
	1 建 設 管 理 費	1,581,339
	2 整 備 費	10,965,910
6 公 債 費		11,324,000
	1 公 債 費	11,324,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		35,160,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
飛島ふ頭（西）用地造成費	平成17年度	千円 28,000
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成16年度～平成20年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、91,524千円及び利息相当額を限度として補償する。
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成16年度～平成20年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、569,548千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	5,456,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。
港湾整備事業	1,244,000			
単独事業	1,118,000			
風力発電施設整備事業	211,000			
コンテナ埠頭整備事業	1,297,130			
計	9,326,130			

平成16年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成16年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ329,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		295,230
	1 財産収入	200
	2 寄附金	10
	3 繰入金	10
	4 繰越金	10
	5 積戻金	295,000
2 海事文化振興基金収入		34,050
	1 財産収入	20
	2 寄附金	10
	3 繰入金	10
	4 繰越金	10
	5 積戻金	34,000
3 環境振興基金収入		120
	1 財産収入	60

	2 寄 附 金	千円 20
	3 繰 入 金	20
	4 繰 越 金	10
	5 積 戻 金	10
歳 入	合 計	329,400

歳 出

款	項	金 額
1 水族館振興基金		千円 295,230
	1 積 立 金	230
	2 繰 出 金	295,000
2 海事文化振興基金		34,050
	1 積 立 金	50
	2 繰 出 金	34,000
3 環境振興基金		120
	1 積 立 金	110
	2 繰 出 金	10
歳 出	合 計	329,400

平成16年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 44棟	一般使用許可面積	平方メートル 91,093
		専用使用許可面積	平方メートル 41,273
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 455,450
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 13基	使 用 時 間	時間 15,201
	ひき船 6隻	使 用 時 間	時間 8,451
施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 416,000	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	施設運営事業	収益		4,041,000千円
第1項	営業	収益		4,037,334千円
第2項	営業外	収益		3,646千円
第3項	特別	利益		20千円
		支 出		
第1款	施設運営事業	費用		4,031,000千円
第1項	営業	費用		3,620,156千円
第2項	営業外	費用		400,824千円
第3項	特別	損失		20千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,344,370千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,095,795千円及び当年度分損益勘定留保資金238,575千円で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資本的	収入		325,030千円
第1項	固定資産	売却代金		10千円
第2項	寄附	金		10千円
第3項	貸付金	返還金		325,000千円
第4項	その他	資本的収入		10千円
		支 出		
第1款	資本的	支出		1,669,400千円
第1項	建設	改良費		207,000千円
第2項	固定資産	購入費		659千円
第3項	企業	債償還金		1,461,741千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 559,852千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成16年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量 469,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋立事業	収益		214,000千円
第1項	営業	外収益		213,970千円
第2項	特別	利益		30千円
		支 出		
第1款	埋立事業	費用		398,000千円
第1項	営業	費用		377,601千円
第2項	営業外	費用		10,369千円
第3項	特別	損失		30千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,107,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資本的	収入		1,309,000千円
第1項	企業	債		600,000千円
第2項	埋立	事業収入		61,027千円

第3項	雑	収	入	647,973千円
		支	出	
第1款	資	本	的	支
				出
第1項	南	部	地	区
				埋
				立
				事
				業
				費
第2項	西	部	地	区
				埋
				立
				事
				業
				費
第3項	南	5	区	埋
				立
				事
				業
				費
第4項	総	係		費
第5項	企	業	債	費
第6項	他	会	計	貸
				付
				金
第7項	雑	支	出	費
第8項	予	備		費

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
西	部	地	区	埋	立	整
						備
						費
						平成17年度
						66,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埋立整備事業
限度額	600,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	424,406千円
-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種	類	名	称	数	量	処	分の	態	様
	土	地	西	部	地	区	内	10,500	平	方
										メ
										ー
										ト
										ル
										譲
										渡

名古屋港管理組合告示第10号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成15年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成15年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成15年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,795,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,833,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。